三崎廣報

発行所　三崎町役場
編集兼発行人　三崎町　山杉勝蔵
印刷所　大登印刷所

十一月定例町議会お知らせ

一、報告事項
①町長上京報告
②総務委員長議会付託事項の報告
③監査委員町財政監査報告
④請願陳情書報告及議会付託
二、議　案
①議案第五五号西宇和郡三崎町歳入歳出追加更正予算計上の件
②〃　第五六号三崎町立隔離病舎の一部廃止について
③〃　第五七号〃営住宅管理條例の一部改正について
④〃　第五八号三崎町有に属する不動産の管理場承認について
⑤〃　第五九号大佐田部落有財産の一部売却処分承認について
三、協議事項
①名取小学校改増築工事入札について
②三崎登記所改造工事施行について
③三崎・串隔離病舎修繕工事施行について
④串・影ノ平防波堤手直工事施行について
⑤二名津―灘線道路復旧工事入札について（松地区内）
⑥三崎中学校及串中学校々庭整地費支払について
⑦神松名中学校県体育大会参加費支払について
⑧へき地教員住宅敷地購入について（名取）
以上の様な議題を審議致しました各項目は広報の内に詳細記載致して居ります。

町内年度後半主要行事

一、名取小学校新築　木校舎附属建物等で約八六、七五坪　名取小学校職員住宅新築　へき地教育振興法に依り新築するもの
二、直営診療所の新設
国庫補助金　一　二四四、〇〇〇円
起債　一　二四四、〇〇〇円　二　四八八、〇〇〇円
建物及医療器具費約　三　七三四、〇〇〇円程度
三、串中学校の校庭拡張土地買収約六〇〇坪（単価六五〇円）
四、二名津小学校（へき地集会所で正野小学校増築分と同じ）土地買収及増築工事約　三　四〇〇、〇〇〇円
五、三崎高等学校増築
土地買収及要綱未決定
六、登記所建物破損ヶ処復旧入札・串三崎避病舎破損ヶ処の復旧入札
七、松道路災害復旧、三崎港湾内護岸災害復旧の入札

みんなで結婚改善に協力致しましょう！

結婚！このことは精神的にも、肉体的にも又社会的にも記念すべき厳粛なる行事であります。

一生一度の晴れの門出を盛大に行いたいと願うのは誰しも同じことはとは存じますが、よく考えれば現在まで行われてきた結婚式にはずいぶん無駄が多かつたのではないかと思います。

出来得る限り無駄を省いて新しく人生の第一歩を踏み出す若い二人を祝福し将来に希望と夢をもたせようと、三崎町婦人会が先頭となり、町長、町議会議員、区長、青年団幹部その他各種団体の役員等が多数集り、去る十月十六日、三十日と二日に亘り色々と検討した結果次のように申し合せました。

一、方針　厳粛と簡素化
二、方法
①結納の簡素化
②披露宴の簡素化
③式の形式について
④調度品の簡素化
右の方法は四項目について左の如く具体的に申し合せた。
一、披露宴について
①中盛を廃止する。
②膳は会席膳とし折箱二個以内とする
③近親者以外は祝儀は三百円以内とする
④おまわしを廃止する
⑤贈答品について
同級生等はなるべく個人の贈答を避け〇〇一同といつたようにする（こうした事がおまわしの廃止に関係してくる。
二、式の形式について
①従来は連れにつくものが三人なれば連れてゆく方はその倍数である六人といつた様になつていたが、出来るかぎりそうした形式を避けて、[illegible]
三、調度品について
①持参する調度品に洋服タンスを含まないこと。
②フトンは一組とする。
③衣桁の持参は廃止する。
四、衣裳について
①訪問着の新調を廃止する。
以上の通りでありますが、[illegible]結婚となればいろ／＼と無理をするのが親の気持であろうと思いますが、お互に協力し合つて、式は簡素であつても、内は豊で明るく有意義なものとし、栄ある二人の前途を祝福してやるよう努めましよう。

11月定例町議会において役場等追加更生豫算議決

歳入歳出欵別集計表

歳入 欵別	前回迄の累計額	追加更正予算額	計	歳出 欵別	前回迄の累計額	追加更正予算額	計
			円				円
町税	9,873,830	0	9,873,830	議会費	868,500	130,000	998,500
地方交付税	11,901,031	2,124,969	14,026,000	役場費	8,544.590	1,221,550	9,766,140
公営企業及財産収入	160,620	0	160,620	消防費	858,850	54,900	913,750
分担金及負担金	1	0	1	土木費	27,622,200	△2,749,500	24,872.700
使用料及手数料	96,600	0	96,600	教育費	8,179,200	212,770	8,391,970
国庫支出金	23,195,115	1,733,385	24,928,500	社会及労働施設費	92,200	30,000	122,200
県支出金	488,189	137,000	625,189	保健衛生費	1,032,400	55,000	1 087,400
寄附金	1,283,896	691,223	1,975,119	産業経済費	2,152,500	137,000	2,289,500
繰越金	10,000	866,259	876,259	財産費	301,203	0	301,203
雑収入	13,961	0	13,961	統計調査費	35,200	67,250	102.450
町債	7,556,543	2,289,437	9,845,980	選挙費	301,339	0	301,339
				公債費	3,011,304	8,585,407	11,596,711
				諸支出金	1,430,300	49,059	1,479,359
				予備費	150,000	48,837	198,837
歳入合計	54,579,786	7,842,273	62,422,059	歳出合計	54,579,786	7,842,273	62,422,059

三崎町条例才三三号

三崎町印鑑條例

第一條　本町内に住所を有する者が印鑑の確実を期するため印鑑の届出をする場合にはこの條例の定めるところによる

第二條　町長は印鑑簿を備え届出のあつた印鑑を登載する。

第三條　印鑑の届出は一人につき一種とする

第四條　印鑑の届出は本人が直接町長にしなければならない

2 止むを得ない事由により本人が直接届出ることが出来ないときはすでに町長に印鑑を届け出ている者二人以上連署によつて届け出なければならない。但他の町村から移転した者は前任地の印鑑証明書をもつて届出ることができる。

3 未成年者禁治産者又は準禁治者が印鑑の届出をするときは、後見人又は補佐人との連署によつて届出なければならない

第五條　既に届け出てある印鑑を使用しなくなつたときはその旨を町長に届け出なければならない。届け出てある印鑑を遺失又は盗難にあつたときも同様とする

第六條　改印の届出は改印しようとする印鑑及び廃棄しようとする印鑑を併せて押捺しなければならない。但し旧印の滅失又はき損等のために押捺できないときはその旨を附記しなければならない

2 前項の場合には第三條及第四條の規定を準用する。

第七條　印鑑簿に登載してある印鑑の届出人（法人の代表者を除く）が本町外に転出又は死亡したときは町長はその者の印鑑を印鑑簿からまつ消しなければならない。

第八條　町長はゴム印等照合困難と認める印鑑の届出の受理を拒むことができる。

第九條　印かんを届出ている者は町長に対し印かんの証明を求める

第十條　前條の証明を受けようとするものは一通につき参拾円の手数料を納付しなければならない、但し町長が持に必要と認めた場合はこの限りでない

2 前項の手数料については過誤納のある場合の外いかなる事由があつても還付しない

第十一條　この條例の施行について必要な事項は町長が別に定める。

附　則

1 この條例は公布の日から施行する

2 三崎村印かん條例（昭和十一年三崎村條例第四九号）神松名村印かん條例（昭和三十年神松名村条例第　号）は廃止する

3 この條例施行の際現旧條例の規定により届け出た印かんはこの條例の規定により届け出たものとする

旧神松名の印鑑も本庁で証明がとれます！
①支所え行つて本庁宛の印鑑届をします
②右の印鑑届を本庁に提出して下さい
右の手続を終りましたら何時でも本庁で証明がとれます。

戸籍住民のうごき

各月末調査

月別＼種別	出生	死亡	婚姻	離婚
9月	42	4	7	2
10月	28	13	7	1

9月		10月	
戸数	2,355	戸数	2,357
人口 男	5,731	人口 男	5,772
女	6,351	女	6,363
計	12,082	計	12,135

税金は納めましたか？

部落別に納税状況をしらべてみました。表をご覧になればおわかりでせうが、よい成績とはいえません。これはつい忘れてしまつている方が多いのではないかと思います。それでこんご徴収令書が届きましたらなるべく早く忘れないうちに納めて下さい。また領収書も五年ほど保存するようにお奨めいたします

鑑札を付けましょう！

自転車、荷車等に「神松名村」「三崎村」の鑑札を付けたまゝ使用している方がまだありますが、その鑑札は「三崎町」のものと取替えねばなりませんから該当者は申し出て下さい。また新しく購入したり、譲渡した場合も届けて下さい。いづれも口頭で書類でも結構です

町税徴収状況

11月4日現在

部落	町民税 1・2期 順位	調定	収納	割合	固定資産税 1・2期 順位	調定	収納	割合
		円	円	%		円	円	%
三崎	12	850,876	720,339	84.6	14	518,790	425,957	81.9
高浦	4	137,400	133,902	97.4	12	83,120	75,230	90.6
佐田	5	21,719	21,119	97.3	1	49,030	49,030	100.0
大佐田	8	176,553	161,933	91.1	7	101,360	99,400	98.1
井野浦	3	44,761	44,461	99.4	3	74,110	73,930	99.7
与侈	6	59,980	58,042	95.0	4	87,660	87,090	99.4
串	2	87,529	87,229	99.6	6	132,330	130,160	98.4
野	10	142,279	124,009	87.2	9	127,370	122,940	96.5
正村	11	11,139	9,498	85.2	5	42,590	42,160	99.0
他津	16	175,578	66,214	37.1	15	325,160	163,480	50.0
二名取	9	117,963	105,183	89.2	8	137,590	134,510	97.7
名松	14	95,670	85,541	78.0	10	145,010	134,900	93.1
釜木	15	48,373	26,426	52.4	13	78,630	70,400	89.4
明神	7	30,220	27,698	91.7	11	62,100	56,360	90.8
平磯	1	39,350	39,350	100.0	1	39,000	39,000	100.0
特徴	13	289,676	240,773	79.7				
				平均				平均
計		2,329,066	1,951,717	83.7		2,003,850	1,704,547	85.0

団長　8級5号　15,100（見做給与）＋扶養手当×1/30×10/100＝休業給付
副団長　7級5号　12,600〃　部長分団長副分団長　7級3号　11,600〃
班長　7級1号　10,800　団員　6級5号　10,000　一般　9,000

地方税納期一覧表

税目	期別	月別
固定資産税	一期	四月
自転車・荷車税	全期	五月
町県民税	一期	六月
固定資産税	二期	七月
町県民税	二期	八月
町県民税	三期	十月
固定資産税	三期	十二月
町県民税	四期	翌一月
固定資産税	四期	二月

◇納税表彰

昭和三十年度納税表彰候補者として八幡浜税務署管内から上中中の者について高松国税局で銓衡の結果左記の方が表彰されることになり局長表彰は十一月四日高松国税局において又署長表彰は十一月二十一日八幡浜税務署において表彰式を実施するとゝもに納税貯蓄組合の普及育成に協力があつた八幡浜信用金庫の宮崎象平氏に感謝状を授与致しました。

記

局長表彰
三崎町　加藤安五郎
署長表彰
日土町日土納税貯蓄組合
三瓶町　三好コマエ
保内町　中村喜右衛門

【広報板】地方債の役割

われわれが勤労して顔を洗う水道を始め毎日の農耕、通勤、通学に利用する道路・子供達が勉強する学校、その他港湾施設、公営住宅（病院保健所）などは悉く地方債を財源として

〔註〕死亡の場合千日分支給される　其の外療養給付は治療に要した全額

また食糧増産のための土地改良事業を行つたり、更に災害復旧の仕事等地方債を財源として実施されている仕事はきわめて多い。地方公共団体では住民の福祉増進と健康で文化的な生活を維持するためいろいろの法令に基いてこれらの仕事を行つているのである。

本年度の地方債は一、〇九四億円発行される予定である。このうち八九四億円は郵便年金、簡易保険、厚生年金等の積立金によつて資金を調達し、残りの二〇〇億円は市中金融機関や住民から借入れることになつている。郵便貯金などのように地方の人々から集めた零細な資金が貸出されて地方に還元する仕組である。

消防團員及一般協力者の身分保証について

水火消防其の他の災害に従事した消防団員及之れに協力した一般の方々が死傷した場合左記の如く身分を保証されて居ります。

町長上京報告！

十月二十七日の間町長上京致しました。其の結果を御知らせ致します

㊀国民健康保険直営所診療所設置に付いて十一月初めに認可され二名津に設置されます。

㊁三崎町瀬戸内海国立公園編入について非常に困難な問題でありましたがまだ希望がもてます。

㊂三崎―二名津県道保進について大久―二名津間は、国の五ケ年計画一、七粁一、二〇〇万円三ケ年継続で事業をやつて居りますが三崎―二名津間四粁は計画の内にない、実施困難の為県知事県議会、西南開発等に陳情早期着手に努力して居ります。

㊃三崎港桟橋の新設について大型船（あかつき丸・ゆうなぎ丸）の寄港を見て益々三崎港の関門に桟橋の必要性を生じた設計は一六〇〇万円であるが国庫補助三割で県費補助がないため地元が七割の負担となつて居ります。実施困難であるが何等かの努力で地元負担を減少実施したい

㊄佐田岬漁港第四種工事について現在二ケ年継続で工事を施行して居るが国の財政貧困の為年々縮少され現在豫定金額約八千万円の県工事となつて居り第一期第二期に分れて居ります串側防波堤は第二期工事であつたのを第一期工事に半分実施することに決定致しました。

上京中毛利松平氏及高橋英吉氏に随分御世話に成りました事を御知らせ致しますと共に感謝の意を表する次第です。

昭和三十年度 災害復旧申請個處

建設省　高浦龍玉　八四万九千円―道路上切取
　　宮ノ下導流堤　三三万八千
　　松前浜　二九万二千
　　石神　六四万九千
　　横網代　一四万六千
　　井之浦　二八万九千
運輸省　三崎　二九万四千円　二八万六千円決定　農協前
　　〃（地沈）一七四万円　第二防波堤の嵩上
農林省　佐田岬漁港防波堤　五一万七千
　　正野護岸　二九万五千
　　明神護岸　三八万三千
　　名取防波堤　百一六万八千
運輸省査定　十月三十一日　決定
農林省査定　十一月二十一日の予定
建設省査定　十一月二十四日の予定

（農地法第二十一条の規定による）小作料金の最高価格決定について

昭和三十年九月三十一日農林省令第三十五号農地法施行規則の一部改正する省令が交付本年度より実施する事になりました。地主及び小作人は農業委員会へ登録手続をして知事の認可を受けて下さい。登録用紙は地元農業委員の所に保管してあります。知事の認可を得ず小作料を徴収しますと処罰を受けます該当者より小作地の登録がありましたら農業委員は現地調査を行ひ一筆毎に土地の評価を左記の基礎調査点数に分類一括して知事の認可を受けて左記の如く小作料の最高価格を決定する事になつたのであります。小作地は一筆残らず登録して明年度より改正されました小作料の最高価格を為お知らせしますから願ひます。月中に行ひます。

農地法第二十一條の規定による小作料の最高価額表

田の部

農地等級	基礎調査点数	1反歩当りの額
	点　点	円
1級	3,201～4,000	1,410
2〃	3,051～3,200	1,350
3〃	2,901～3,050	1,290
4〃	2,751～2,900	1,230
5〃	2,601～2,750	1,170
6〃	2,451～2,600	1,110
7〃	2,301～2,450	1,050
8〃	2,151～2,300	990
9〃	2,001～2,150	930
10〃	1,851～2,000	870
11〃	1,701～1,850	810
12〃	1,551～1,700	750
13〃	1,401～1,550	690
14〃	1,251～1,400	630
15〃	1～1,250	570

畑の部

農地等級	基礎調査点数	1反歩当りの額
	点　点	円
1級	2,201～3,000	861
2〃	2,101～2,200	822
3〃	2,001～2,100	783
4〃	1,901～2,000	744
5〃	1,801～1,900	705
6〃	1,701～1,800	666
7〃	1,601～1,700	627
8〃	1,501～1,600	588
9〃	1,401～1,500	549
10〃	1,301～1,400	510
11〃	1,201～1,300	471
12〃	1,101～1,200	432
13〃	1,001～1,100	393
14〃	901～1,000	354
15〃	1～900	315

昭和三十年度 國勢調査概數報告！

十月一日現在実施された国勢調査の集計が略々集計を完了したので別表の通りお知らせ致します。尚紙上をかりて協力下さいました調査員諸兄に対し厚くお礼を申し上げます。

三崎町人口

	昭25・10・1 現在		昭30・10・1 現在		増減	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
三崎地区	1,434	7,327	1,419	7,010	15	317
神松名地区	1,063	5,038	1,013	4,756	50	372
計	2,497	12,365	2,432	11,766	65	689

部落別人口　30・10・1現在

部落別	世帯数	人口
正野	230	1,208
串	202	982
与侈	176	848
灘（サバエバヤ）	55	274
三崎	498	2,374
高浦	56	308
佐田	49	220
大佐田	74	367
井野浦	79	432
松	248	1,006
明神	91	471
二名津	301	1,343
平礒	42	203
釜木	124	697
名取	207	1,136
計	2,432	11,766

県町村名	昭和25年国勢調査	昭和30年国勢調査
愛媛県	1,521,878	1,540,618
西宇和郡	70,721	67,147
三瓶町	17,232	16,582
保内町	17,604	16,516
伊方町	13,352	12,711
三机村	5,644	5,282
四ツ浜村	4,524	4,290
三崎町	12,365	11,766
八幡浜市	54,807	55,475

國保だより

（一）診療所新築さる　今年度末（三月）までに約三七〇万円七〇・五坪（医師往宅十八坪）が二名津にでき上る。

（二）縣外診療協定近く結ばれる　大分縣（福岡縣）の主な病気と近く協定のため準備中で、協定ができれば受診証扱いをしてくれる。

（三）三崎町往診料協定　別表の通り各部落間（地区）の往診料が協定されているのでその半額を払うこと。

（四）学生も保険に加入されることになつたから受診証と認印を持つて届出ること。

（五）保険税はつらいことですが、おまけ（督促手数料・延滞料）のつかない中に必ず納めませう。かけなくともよいのではありません。

（六）国庫補助金約一二〇万円交付申請事務費（保健婦を含む）約五八万円　医療費助成金約六二万円

（七）窓口払いは半額ですからおくれない様にお医者さんえお払いのこと。

（八）医療の実情調査近く開始　医者にかゝつたときは何日間でどんな治療（たとえば内服薬二日分とペニシリン一回）をして幾ら支払つたかをおきゝします。おいそがしいときですが十二月一日からの分については帳面のはしにでもつけておいて下さい

毎年のようであるが秋から冬にかけて火災は急に増してくる。これは夏に比較して火の使用時間が延長されたり、また使用度が多くなる結果だが、もう一つの原因は秋から冬にかけて大気が異状に乾燥してくるからである今年もいよ〳〵その火災の多発期に入るので秋の火災予防運動が行われるが、家庭や職場で火の取扱いは大丈夫であろうか？燃えない工夫焼かない注意

火災予防運動週間

火災多発期を迎えて

全国一斉に展開　自十一月二十六日　至十二月二日

昭和29年の火災原因調べ　発火原因の占めること弄の表のとおりである。昭和29年中の出火件数は二十九万二千件で前年度に比べ二千件の増加となつた。これにたいし出火原因の第一位はマツチ、第二位は煙突関係、第三位は焚火、煙突、ガラ、灰、石油、こんろ、電灯関係、火どつ、きまた、灰、薪炭用こんろ、の順に依然として破損、破損、破損、